

譲渡所得(エンジェル税制対象株式による) の確定申告書類のご案内

投資時点の優遇措置(A・B)を利用し、次年度以降当該未上場株式を売却した場合の「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入例となっております。
個別の事由により確定申告書の記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。

[次のページに続く](#)

■ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 記入例

<ステップ1>

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書「2面」の「6. 特定口座以外で譲渡した株式等の明細」を取引残高報告書を参照しながら、記入します。

2 面		<p><エンジェル税制対象株式の場合></p> <p>株式取得に関する所得税の優遇措置（A・B）を受け、その後当該株式を売却した場合、所得税では取得価格を調整し、原始取得価格から株式取得時の優遇措置の控除額を減額し、この「みなし取得費」により株式譲渡益を計算します。</p> <p>そのため、取得費（取得価格）には、「投資した金額-投資した年に控除を受けた金額」を記入した上で、</p> <p>①エンジェル税制を利用した際の確定申告書類に添付した「特定新規中小会社が発行した株式の所得に要した金額の寄付金の計算明細書」の控えを任意添付書類として添付してください。</p> <p>②1面の「所得金額の計算」の「④取得費（取引金額）」の欄に、「過去にエンジェル税制を利用し調整を行った取得費です。エンジェル税制の優遇措置は所得税だけで住民税は対象外なので、住民税の計算においてみなし取得費ではなく原始取得価格を用いて株式譲渡益を算定してください」という旨を記載した付箋を貼ってください。</p>
2 申告する特定口座の区分		
源泉口座・簡易口座	（金）	
源泉口座・簡易口座	（金）	
合計（上場株式）		
3 特定投資株式		
① 特定残株数		
注）①及び②は、それぞれ清算してください。		

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数（①又は②のいずれか少ない株式数）	株

注）1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年4月1日から平成20年4月30日前までの期間に払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式数について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、「1面の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

一般株式等	「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）が「A≥B」の場合	(A)-(B÷2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の⑬へ
一般株式等	「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）が「A<B」の場合	(A÷2)	「1 所得金額の計算」の⑬へ
上場株式等	「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）が「D」の場合		所得金額の⑬へ
上場株式等	「1 所得金額の計算」⑫欄（所得金額）が「D」の場合		所得金額の計算」の「上場株式等」の⑬へ

取引報告書をもとに売却した株式数を記入

取引報告書の約定金額を記入

投資した金額-投資した年に控除を受けた金額を記入

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日（償還日）	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の名称・所在地等（※1）	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取得年月日（※2）
一般株式等	①	売却した株式②	株（口、円）③	株式会社 FUNDINNO	円④	円⑥	円⑤	投資時点の受渡日（又は約定日）
上場株式等								
一般株式等	合計金額を記入して、1面「所得金額の計算」に記載する							
上場株式等（一般口座）								

取引報告書の受渡日（又は約定日）を記入

銘柄毎に記入してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2第4項又は第5項の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。
 ・ 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、管理契約の解約、管理契約の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡
 ・ 同条第5項の規定によるみなし譲渡… 国外転出

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

エンジェル税制A・Bの優遇措置を受けた株式の売却益を申請する場合、⑥には、「みなし取得費」を記入します。

取引残高報告書（お預り残高およびお取引明細のお知らせ）

（この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です）

2024年7月1日

見本

商号：株式会社FUNDINNO
第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108-0014 東京都港区芝五丁目29番11号
メールアドレス：info@cloud-capital.co.jp



顧客ID	■■■■	■■■■
------	------	------

1 送付のご案内

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。
2024年7月1日現在の金銭等のお預り残高をご報告申し上げます。
本報告書は、原則としてお取引があれば3ヶ月に1度（3・6・9・12月）、お取引がない場合は1年に1度、各月末基準でお届けいたします。
なお、お取引がなく、かつお預りがない場合は作成しておりません。
（本書の記載事項に訂正・加筆があるもの、および社印のないものは無効といたします。）

2 お預り金残高の状況

2024年6月30日現在のお預り金残高	■■■■■■■■■■
---------------------	------------

3 お取引の明細

作成基準日現在で約定日到来済みのお取引を記載しております。
また、本報告書に記載するお取引の明細は、約定の都度お客様にご交付する取引報告書等の内容に基づいて記載しております。

約定日	受渡日	発行会社	約定数量(株又は額)	約定単価(円)	約定金額(円)	銘柄名	振込入金日 (又は振込出金日)	取引種類(区分)	借方金額(円)	貸方金額(円)	残高(円)
2024年6月7日	2024年6月24日	サンプルBB	10	10,000	100,000	サンプルBB 普通株式		売付(株主コミュニティ)		100,000	■■■■
①			③		④	②		売買手数料(株主コミュニティ)	10,000	⑤ 売買手数料	■■■■
								消費税相当(株主コミュニティ)	1,000		■■■■
							2024年6月25日(火)	振込入金		250,000	■■■■

次のページに続く

<ステップ2>

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書「1面」の「1. 所得金額の計算」のA・B・C部分をステップ1で記入した「6. 特定口座以外で譲渡した株式等の明細」を参照しながら、記入します。

投資した年に優遇措置（A・B）を受けた上で、その翌年以降にFUNDINNO MARKETでエンジェル税制対象株式のみ売却した場合の記入例です。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【令和6年分】

この明細書は、次の1から3までに掲げる場合に使用するものです。
 1 租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合（特定権利行使株式分）
 2 租税特別措置法第37条の13の3第1項、第4項又は第7項の規定の適用を受ける場合（特定投資株式分）
 3

2面を書いた後に1面を書いてください。

<エンジェル税制対象株式を売却した場合>
 「④取得費（価格）」の欄に「過去にエンジェル税制を利用し調整を行った取得費です。エンジェル税制の優遇措置は所得税だけで住民税は対象外なので住民税の計算においてはみなし取得費でなく原資取得価格を用いて株式譲渡益を算定してください。」と書いた付箋を貼ってください。

1 所得金額の計算 (単位：円)

収入	譲渡による収入金額 ①	他の収入 ②	所得金額の計算		
			一般株式等	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
取得費	取得価額 ④			B	
必要経費	取得のための 託手数料 ⑤			C	
小計	⑦				
差引金額	③-⑦-⑧-⑨				
特定投資株式の取得に要した金額等の控除	⑩				
所得金額	⑩-⑪				
公開等特定株式の計算	⑬				
本年分で差し引く特定投資株式に係る繰越損失の金額	⑭				
本年分の損益の計算後の所得金額	⑮				
本年分で差し引く特定投資株式に係る繰越損失の金額	⑯				
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額	⑰				
繰越控除後の所得金額	⑱				

右側の合計金額を記入

右側の合計金額を記入

⑦右側の合計金額を記入してください

右側の合計金額を記入

エンジェル税制対象株式分の合計金額を記入

2面の「譲渡による収入金額」合計金額を記入

エンジェル税制対象株式分の合計金額を記入

2面の「取得費（取得価額）」合計金額を記入

2面の「譲渡のための委託手数料」合計金額を記入

⑩特定株式分の計算（③-⑦）して記入してください

⑩特定株式分の計算（③-⑦）して記入してください

⑩を記入してください

⑩特定株式分を記入してください

過去にエンジェル税制を利用し調整を行った取得費です。エンジェル税制の優遇措置は所得税だけで住民税は対象外なので、住民税の掲載においては、みなし取得費でなく原資取得価格を用いて株式譲渡益を算定してください。

付箋で貼る

措法 37条の13と記入してください

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の⑬から⑰までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。

※1 「特定管理株式等のみみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式控除します」（「公開等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公開等特定株式分」から控除します。）は「一般株式等」の「公開等特定株式分」の⑩欄には④の金額を限度として、「⑬の金額<⑥の金額」の場合は「上場株式等」して記載します。

※3 「一般株式等」の⑩欄の金額は④の金額が0又は赤字の場合には④の金額を、「上場株式等」の⑩欄の金額は⑥の金額が0又は赤字の場合には⑥の金額を、②面の5の計算を行わずに記載します。

※4 ⑭欄、⑯欄及び⑰欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）」で計算した金額に基づき記載します。

※5 黒字の場合のほか、「一般株式等」の⑯欄の金額が赤字で、特定投資株式による赤字の金額がない場合は、申告書第三表の⑯欄へ0を転記し、「上場株式等」の⑯欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑯欄へ0を転記して、⑰欄の金額が0又は赤字の場合には⑰欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑯欄の金額が同⑯欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理番号 (令和6年分以降用) R6.11

取引報告書をもとに、売却した株式数を記入

取引報告書の約定金額を記入

投資した金額 - 投資した年に控除を受けた金額を記入

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の名称・所在地等(※1)	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための 委託手数料	取得 年月日(※2)
一般株式等 上場株式等	①	売却した 株式②	株(口、円)③	株式会社 FUNDINNO	④ 円	⑥ 円	手数料⑤	投資時点の受渡日 (又は約定日)
一般株式等								(. . .)
合計		一般株式等			A	B	C	
		上場株式等(一般口座)			合計金額を記入して、 1面「所得金額の計算」に 記載する			

(注) 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2第4項又は第5項の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。

- ・ 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、管理契約の解約、管理契約の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡
- ・ 同条第5項の規定によるみなし譲渡… 国外転出

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

<添付書類>

投資した時点の優遇措置(A・B)を利用した際に確定申告書類に添付した、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の控えを添付書類として添付する必要があります。

<みなし取得費について>

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「④取得費(取得金額)」の欄では取得価額を調整し、原始取得価格から株式取得時の優遇措置の控除額を減額し、この「みなし取得費」により株式譲渡益を計算します。

<みなし取得費の算出方法>

原始取得価格から株式取得時の優遇措置の控除額を減額し、この「みなし取得費」により株式譲渡益を計算します。

事例

▼FUNDINNOで50万円で株式を取得

▼取得した年の確定申告でエンジェル税制の優遇措置Aを活用して49.8万円を所得から控除

↓

▼2年後FUNDINNO MARKETで同株式を55万円で売却

・みなし取得費の算出

50万円(原始取得価格) - 49.8万円(優遇措置の控除額) = 2千円(みなし取得費)

【ご説明のお願い】

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「④取得費(取得金額)」の欄に付箋等で、「過去にエンジェル税制を利用し調整を行った取得費です。エンジェル税制の優遇措置は所得税だけで住民税は対象外なので、住民税の計算においてはみなし取得費でなく原始取得価額を用いて株式譲渡益を算定してください。」等の記載を行ったうえで税務署に確定申告を行う、もしくは各市役所等に直接説明をいただくといったご対応をいただく必要があります。

詳しくは、中小企業庁 エンジェル税制のご案内(令和2年4月1日から令和5年3月31日までの出資について)「エンジェル税制 Q&A集」のQ67

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/dl/qa.pdf>

並びに、東京都産業労働局「エンジェル税制のご案内」の<個人投資家が行う住民税への対応>をご覧ください。

<https://angel-tax.metro.tokyo.lg.jp/zeiyugu.php>

(上記掲載のURLから遷移するwebサイトは、FUNDINNOのものではありません。)

※上記はあくまでも記載方法をご案内するものであり、本記載方法のご案内を参考にされたことにより、万一損害等が生じた場合に株式会社FUNDINNOは一切の責任を負いませんのでご了承ください。また、本記載方法のご案内に関するご質問をお受けすることはできません。確定申告に関するお問い合わせは最寄りの税務署、税理士にお問い合わせください。